

## 「制度的に見た租界・租借地・勢力範囲と近代日中関係」

川島真

はじめに

本稿は、近代中国における（中国自身が海外に設けたものを含む）租界・租借地・勢力範囲などを、制度的な側面から再検討し、それが20世紀前半にどのように位置づけられたかということ、中国と日本の双方の目線から考えてみたい。このような問題関心をもつに至ったのは、租界が「中国の近代化」にとってプラスであったかマイナスであったかという功罪論によるものではなく、列強が中国に有していた諸利権の多様性と、それに対して意識化された外国の在華利権がきわめて単純化されていることのコントラストに関心を覚えたからである。このような単純化のプロセスは、中国側の国権回収運動だけでなく、日本側の利権認識にもあったのかもしれない。このような問題意識を抱きつつ、本稿ではまず租界、租借地、勢力範囲について、その制度的な状況を概括し、そのうえで、それがどのように認識されたかを清末民初の中国の教科書から見ていきたい。

租界や開港場をめぐるのは、植田捷雄『支那における租界の研究』（巖松堂、1941年）、同『支那租借地論』（日光書院、1943年）といった詳細な制度研究や、内田直作「在華英国商社の外交上の活動—その伝統的性格」（植田捷雄『現代中国を繞る世界の外交』野村書店、1951年）や本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」』（名古屋大学出版会、2004年）などの開港場研究、そして昨今は大里浩秋・孫安石らによる『中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海』（御茶ノ水書房、2006年）といった租界の実態と日本の関係をさぐるようとする研究など先行研究がある。日本の場合は、租界の制度史研究が戦前や戦後直後に多く、しばらく研究がなかったものの、最近になって租界の実態を探ろうとする研究が増えているように感じる。中国側でも、袁継成『近代中国租界史稿』（中国財政経済出版社、1988年）費成康『中国租界史』（上海社会科学院出版社、1991年）、張洪祥『近代中国通商口岸与租界』（天津人民出版社、1993年）、上海市歴史博物館等編『中国的租界』（上海古籍出版社、2004年）などといった研究があらわれ、上海、天津、漢口などの事例研究も多く現れ、昨今は租界の社会の状況など多様な研究が次々に現れている状況にある。また台湾でも、呉圳義の上海租界に関する研究が知られている。

しかし、日本の昨今の研究では制度研究が求められ、また中国の研究では上海や天津に研究が偏重し、また「近代化」や「侵略性」を評価軸とした評価が優先される傾向があるように思える。ここで看過されがちなのは、租界などの有していた多様性、そして日本と中国の間でのその制度をめぐるせめぎあい、そしてその多様性が単純化されて理解されていく経緯である。本稿では、こうしたことを考えていく上でのひとつのノートとして、今一度制度的な多様性を確認し、そのうえで日中間でおこなわれた朝鮮半島の中国租界をめぐる交渉を検討し、最後に記憶がどのように形成されるかということについて、教科書を利用して検討したい。

### 一、租界・租借地・勢力範囲

中国国内における列強の設定した空間的な利権には、租借地、租界、勢力範囲のほか、満鉄付属地、公使館区域などがあり、特に利権が設定されずとも北戴河、鷄公山などの別荘地が外国人の居住区として位置づけられていた。南京条約第二条において、外国人が「迫害、拘束を受けることなく」居住、貿易することを許され、かつ家族を同伴することが認められた。また、その条約港では土地、建物を貸借し、その借りた土地に建物を建てることもできた。他方、外国人についてみた場合には、彼ら自身が治外法権下にあったものの、同時に、外国人はこうした地域と周辺に（原則として）行動が限定された。そして、移動をする場合には「護照」が中国側から発行され、各地では交渉署の保護を受けた。このように空間的に外国人居住区と中国人居住区が区別されたのは、中国側、外国側双方の思惑が一致してのことであったことは既に指摘されて久しい<sup>1</sup>。中国側は外国人管理のために外国人を隔離することを求め、「町外れの郊外のじめじめしたところ」を外国人にあてがい、外国人は衛生的な観点などから中国人との同居を嫌って、その郊外に衛生的な街を作り上げたのであった。しかし、太平天国の乱や、その後の動乱の中で、こうした外国人居住区は中国人の安全な居住空間、活動空間と認識されたり、鉄道敷設など交通路の変容にともなって外国人居住空間が商業区として繁栄した面もあった。だが、同時に外国人居住区の中には、多くの投資を受けられなかったり、また交通の関係などから、「町外れの郊外のじめじめしたところ」であり続けたところもあった。

では、そのような外国人に特権が与えられている空間として代表的な空間について整理しておこう。租界は、開港場のうちのいくつかに設けられた一種の特殊外国人居住区であった。この租界の分類は、Willoughby、Morse らは、専管租界=concession、共同租界=settlement との誤解を指摘し、土地取得の方法に基づいて両者を分類した。すなわち、concession は外国政府が一定地域を永代租借し、各個人に払い下げるもので、settlement は外国人居住地域として定められただけで、それぞれの土地の中国人土地所有者から外国人が永代租借するというものである。だが、植田捷雄は、こうした分類の限界を指摘し、中国側の自開商埠なども視野に入れながら、『専ら外国行政権の行使せられる地域』たる『外国租界』を想定した。植田は、「租界」の多様性を指摘したうえで、大きな枠組みで租界をくくろうとした。これらをまとめれば、租界とは、「主権は中国側に属しながらも、その中国側の行政権が行使されない、あるいはきわめて限定的な、外国政府あるいは外国人に長期間貸与された地域」だということになるだろう。こうした観点で【表1】を見ると、それぞれの租界に設定された利権が多様であることに気づくであろう。他方、中国側の解釈では、中国側が外国人のために居留地を準備し、その管理権も警察権も中国側に属するという「自管租界」が想定されている。これは（自開）商埠のことで、だいたい外国人への租地権が30年程度で設定される。福州、長沙、蕪湖、済南、南京などがそれに該当するとしている<sup>2</sup>。

租借地は、中国側の潜在的な主権が認められるだけで、租界よりも主権譲渡の意味合いが強いが、当該地域の人民を臣民として統治下におく植民地とは異なる、空間的な統治概念であった。これは土地のみならず、（海に接していれば）周辺海域をも租借するものであ

<sup>1</sup> 坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、1973年、188-189頁）

<sup>2</sup> 「租界」（外交学会編『外交大辞典』中華書局、1937年、705頁）

った。また、中国側の行政権や司法権は（当初多少の例外はあったが）、一般に外国側に属するものとされた<sup>3</sup>。租借期限は一般に 99 ヶ年であるが、旅順大連は 25 年であった<sup>4</sup>。【表 2】を見ると、この租借地についても、設定された利権は多様であった。

勢力範囲は、租借地同様に日清戦争後に設定され、中国が一定地域をいずれの国にも割譲しないことを、ある特定の国に対して宣言することによって生じたものとされる。これは北京駐在の公使と総理衙門の間の交換公文によっておこなわれた。たとえば、日本の場合には、「福建省内の各地を他国に譲与若しくは貸与せられざることを申入れるべき旨」の電訓が来たとき総理衙門に照会し、総理衙門から「福建省内および沿海地方は均しく中国の要地に属するを以て、何れの国たるを論ぜず、中国は断じて之を譲与又は貸与せざるべし」と回答した<sup>5</sup>。しかし、外交史的にはこのような「不割譲約定」を「勢力範囲」と読み替えることには違和感がある。1917 年 9 月にアメリカ側の中国での勢力範囲撤廃に関する提案を受けて日本外務省で作成された「支那ニ於ケル勢力範囲撤廃ニ付テ」という文書においても、「勢力圏ナルモノノ意義ハ甚タ不明」とされ、最終的に以下の五点にまとめられている<sup>6</sup>。

- (1)租借地
- (2)不割譲約定
- (3)一般的投資優先権又ハ鉄道鉱山等ニ関スル優先権（特ニ一省若クハ数省ニ亘ルモノ）
- (4)鉄道借款
- (5)満蒙ニ関スル日支条約ノ如キ所謂勢力範囲ヲ前提トセル諸条約

また、広く知られている「巴里講和会議ニ支那全権ノ提出セル解決ヲ要スル諸問題ニ関スル覚書」、すなわちパリ講和会議に中華民国全権が提出した要望書（七条件）にも、解決すべき諸問題の筆頭に「勢力範囲」の撤廃が提唱されているが、そこでの定義は以下の二種による<sup>7</sup>。

- (1)中国が加わっていない列強間協定、中国との協力による条約または協定によるもの。

事例：1898 年 9 月 2 日 英独間の鉄道敷設に関する協定  
1899 年 4 月 28 日 英露間の鉄道の相互利益に関する協定

- (2)不割譲約款

事例：1898 年 3 月 6 日 ドイツとの膠州湾租借条約  
1915 年 5 月 25 日 日本の二十一箇条要求に基づく条約

内容的には、「特殊な領土的利益もしくは優越、または排他的通商及び投資の特権を享有する」ことにあるとされている。このような中国側の定義は、外交の世界ではこののちも継

<sup>3</sup> ただし旅順・大連租借地の金州城、香港の九龍城、威海衛の威海衛城などにおける行政権・司法権は中国側に残された。

<sup>4</sup> 1898 年に租借地となった旅順・大連の租借期限は 1923 年であった。日本は二十一箇条要求において、この租借期限を 99 ヶ年に延長することを求め、それを認めさせた。二十一箇条を無効と考える中国では、1923 年に旅大回収運動が生じた。

<sup>5</sup> 1898 年 4 月 22 日に日本の北京公使が要求し、24 日に総理衙門が回答している。

<sup>6</sup> 1917 年 9 月、「支那ニ於ケル勢力範囲撤廃ニ付テ」（日本外務省保存記録、アジア歴史資料センター、レファレンスコード B03030276900）

<sup>7</sup> 1919 年 4 月、「巴里講和会議ニ支那全権ノ提出セル解決ヲ要スル諸問題ニ関スル覚書」（日本外務省保存記録、アジア歴史資料センター、レファレンスコード B03030425000）

承されたようである。外交界のメンバーによる編集された『外交大辞典』における定義も同様である。ここでの定義は、不割譲宣言とともに、外国が一定の地域で得ている利権、それに対する外国同士の利権、そしてそれに外国企業が一定地域で得ている利権を加えている。これは、パリ講和会議のときの定義を踏襲しつつも、企業との協定など新たな要素も加えていることを示している<sup>8</sup>。

(1) 不割譲土地之協定

事例 1897年 フランス 海南島  
1898年 フランス 雲南島  
1898年 イギリス 揚子江流域  
1898年 日本 福建、1915年 福建省沿岸  
1915年 日本 山東

(2) 外国が一定の地域で得る特権

1885年 フランス (天津条約) 中国がヴェトナム国境地域に鉄道を敷設する際にはフランスと調整すること  
1898年 フランス (北京条約) 雲南、両広の鉦山、フランスに優先権利  
1898年 ドイツ 山東にて経済的優先権利  
1915年 日本 南満洲、東部内蒙古

(3) 列強が中国の利益に関する相互協定

1896年 英仏 雲南四川協定  
1899年 英露 揚子江流域、長城以北  
1898年 英独 揚子江流域、山東

(4) 中国と外国企業

ドイツに鉄道路線沿線の鉦山開発権、また 1905 年の北京条約での満鉄平行線を敷設しない

このように見れば、勢力範囲なるものも、よりいっそう裏打ちが与えられているところと、そうでないことがあることがわかる。たとえば日本が勢力範囲としたとされる福建については、英仏の設定した勢力範囲に比べれば、裏打ちが弱くなっている<sup>9</sup>。

このように、租界、租借地、勢力範囲のいずれもがきわめて多様な内容を含んでおり、一元的に定義することは難しいほどである。また、租界については、大半が発展しておらず、制度的には利権であるが、実際には利権として機能していないものも多々あることがわかる。そして、自開商埠などもまた、中国側の管理権の及ぶ外国人居留区だということもできる。租借地においても、中国側の船舶の航行、中国側の行政、司法権が及ぶ可能性も一部担保されていた。

列強が中国に有する空間的な利権の中で代表とされる租界、租借地、勢力範囲は、必ずしも外国人の行動範囲と一致するわけではない。辛丑和約で設定された公使館区域や日本の満鉄付属地などもあったが、これらは租界や租借地同様に明確に利権が規定されていた。

<sup>8</sup> 「勢力範囲」(外交学会編『外交大辞典』中華書局、1937年、915-916頁)

<sup>9</sup> ただし、アメリカが三沙湾に拠点を置こうとした際に、日本側がそれに反対したという経緯もあるので、日本が福建を勢力範囲としたことに実体がないということではない。

これに対して、外国人が頻繁に利用しながら、条約や協定では利権設定が特になされていない地域があった。それが北戴河や鶏公山などの別荘地、避暑地であった。

このうち、河南省と湖北省の境界に位置する鶏公山は、武漢の西洋商人の避暑地として知られている。この空間は、外国人にとってはきわめて重要な場所であり、第一次世界大戦で帰国したドイツ商人が、戦後再び戻ってきた際に、まずは取り戻そうとした場所のひとつであった。しかし、ここは租界や租借地、あるいは勢力範囲とされる地域のように、条約や協定で利権が設定されているわけではない<sup>10</sup>。鶏公山の場合、「章程」が定められ、それに基づいて河南省政府が管理をおこなっている。外国人は、別荘地の使用量を支払うが、修繕などは外国人が比較的自由におこなっていた。そうした意味では、この別荘地は、（最終的に所有権取得には至らないと思われる）借家権が設定されているようでもあるが、土地全体を中国側が管理して直接外国人に貸す点でコンセッションとも異なる。結論的には、自開商埠に近い形態であるということになる。また、北戴河には、この鶏公山とは異なる管理形態であると想像される。この点は今後の検討課題である。

以上のように、租界、租借地、勢力範囲などについては、その制度的な位置づけはきわめて多様であることが確認できたものと思われる。従来、侵略／被侵略、近代化との関連などといった角度から検討されてきたが、その制度的な背景がきわめて多様であり、その性格付けを一括して論じるに際しては、一定程度の慎重さが求められることが確認できたであろう。

## 二、朝鮮半島の中国租界

\_\_周知のとおり、朝鮮半島にも租界が置かれていた。そこには、共同租界とともに、中国の専管租界が置かれていた。この中国租界の設置は 1880 年代に求められる。確かに、光緒二十五年（1899 年）十一月十三日に漢城にて交換された「中韓通商条約」を見ると、公使領事の交換が約され（第二款）、関税についても互いに最恵国待遇を認め合い（第三款）、さらに領事裁判権についても刑事事件に関して相互に認め合う（民事は現地国）ことを約しているように（第四款）<sup>11</sup>、両者の関係は文面的には間違い無く「対等」となっていた。条約締結に望んだのも双方とも二品官であり、肩書きも全権大臣であった。

\_\_当時、山東半島から朝鮮半島へと出稼ぎに、あるいは活動拠点を移していく中国人は後を絶たず、1910 年で一万人を突破し、1912 年には 1 万 5 千人に達していた（当時の日本が 8 千弱）<sup>12</sup>。内訳は、ソウルが 2 千 3 百、仁川が 2 千、プサンが 7 百、新義州が 4 千、元山

<sup>10</sup> このような避暑地に関しては多くの档案があるが、ここでは「江漢籍監督兼任外交部特派湖北交渉員管理漢口工巡事宜文稿」（湖北省档案馆所蔵湖北交渉署档案、LS49-7）、「美英徳領事館為租用鶏公山避暑官房屋紛糾」（LS49-10）、「發還徳商原租鶏公山避暑官房與英美兩方争執案」（中央研究院近代史研究所所蔵外交部档案、03 - 16、20 - 1）などを参考にして記述している。

<sup>11</sup> 光緒二十五年十一月十三日、在漢城互換「中韓通商条約」（田涛主編『清朝条約全集』第二冊、黒流江人民出版社、1999 年、P.1072-1075）

<sup>12</sup> 楊昭全・孫玉梅『朝鮮華僑史』（中国華僑出版公司、1991 年、P.165）参照。他方、日本外務省は、明治四十五年段階で二万人程度と見積もっている。ここでは、日清戦争以前は

が2千5百、甌南浦が3千であった<sup>13</sup>。彼ら中国商人は、主に「租界」に住んだ。朝鮮半島における中国の専管租界は、仁川・元山・釜山にあり、そのほか公共租界内に中国租界があるとこは甌南浦など多所にのぼった<sup>14</sup>。これらの租界は、前述のように、いずれも1880年代に形成されたものであったが<sup>15</sup>、これらは中韓通商条約を経ても維持された。

日本は朝鮮半島の外交権を把握するにともなう、利権の回収交渉をおこなうとした。そこには中国の利権も含まれていた。その過程で、この租界をめぐる制度が日本側にも中国側にも改めて認識されていくことになる。1908年、東京の清の駐日公使から外務省に「釜山華商租界章程」など、釜山・元山・仁川三地の租界章程が届けられている<sup>16</sup>。

実際、この三箇所の「章程」は、それぞれ別個のものであった。しかし、利権回収をおこなう側にとっては、それぞれの内容が異なることは交渉を複雑にし、また時間的にも多くかかることから、まずは三箇所の「章程」を一律にすることが求められたのである。中国側の档案によれば、「三口一律」の新章程について馬総領事と総督府の鍋島との間で、数回にわたって議論を重ねていた。ここでは、清側として「三口一律」は不適切としながら、地稅の納入方法や新たに租界に加わった土地分配のルールなどについて議論した。また警察権について、日本が日韓協約以後日本租界では韓国警察に警察業務を委託しているとし、清にも「委託」を求めた。しかし、馬総領事はこれを拒否し、警察は「自用」としていた<sup>17</sup>。中国は朝鮮半島内部の中国租界において、警察権を有していたのである。

日本側の外交文書を見ても、交渉における問題は、第一に警察権の問題、第二は土地の租借権の問題であった。清側は、たとえば中国における杭州・沙市の日本租界において、警察権が道路や橋梁に及んでいることを主張し、朝鮮半島の中国租界でも同様の措置を取るよう求めた<sup>18</sup>。中国側は、日本が中国において有している専管租界と同様の条件で租界を朝鮮半島にて有することを主張したのである。日本側は、中国よりも朝鮮半島のほうが警察制度が整っているなどとして、同様の条件の適用に反対したが、最終的には警察権を一定程度で認めていくことになった。統監府の小松緑参事官の判断は、「警察権ハ旧ニ依リ之ヲ執行スヘキモ、韓国警察官ノ協助ヲ必要トスル事項ニ関シテハ領事館理事官ト之ヲ議定ス」というもので<sup>19</sup>、またこれを新たな章程「仁川釜山及元山清国章程」の本文では

---

絶無であった「支那人」が平安北道へ急速に移民を始めたとしている。（「朝鮮移住支那人関係雑纂」日本外務省保存記録、3.9.4-101）

<sup>13</sup> 国務院統計局編『民国行政統計彙報』国務院印鑄局、1918年、<外交類・上>（P.63-70）

<sup>14</sup> こうした元山や釜山など専管租界所在地には領事館も設けられていった。

<sup>15</sup> 中国側の档案によれば、光緒三十三年（1907年）に駐韓総領事である馬走亮が釜山、元山に調査に赴いている。その調査では、両地で各埠で日中の居留民の間で利害の衝突があり、日本の租界拡張・日本人の勢力伸張により活動範囲を狭められてきた清がうかびあがっている。このような日本による攻勢は特に1900年代に入って強まり、1905年以降助長されていた。光緒三十三年四月十六日収、中韓馬総領事信（「韓国各口岸租界案」中央研究院近代研究所档案所蔵外交、02-12,51-3）。

<sup>16</sup> 明治41年11月11日、駐日胡惟徳公使より小村外相宛（「在仁川釜山元山清国専管居留地ニ関スル日清交渉一件」日本外務省保存記録、3.12. 2 - 55）

<sup>17</sup> 宣統元年閏二月十八日収、駐韓馬領事函（外務部档案、02-12,51-3「韓国各口岸租界案」）

<sup>18</sup> 明治42年4月6日、曾彌荒助統監ヨリ伊藤博文宛（同上文書）

<sup>19</sup> 明治43年3月11日、統監府小松緑参事官ヨリ馬廷亮総領事宛（同上文書）

なく、別の交換公文にて定めることとなった。他方、土地については、現行では「永遠ニ清国臣民ニ貸与スル」ことになっているが、将来居留地が撤廃されることになったら、それを韓国市区に組みこんだ上で、旧章程にある「永遠租借権」を「土地所有権」とすることにより調整がおこなわれた<sup>20</sup>。この点からも、土地が中国商人に永租されていた。土地自体は領事であるというよりも、現地の商人団体によって管理、貸借されていたが、個別に土地貸借がなされていたわけではないので、コンセッションに近い形態であったことがうかがえる。

1910年8月28日、「日韓併合」を経た日本政府は「韓国がこれまで締結していた一切の条約を無効とし、日本と各国が締結している条約のうち可能なものは朝鮮にも適用する」と宣言し、一方で朝鮮総督府は仁川・鎮南浦・木浦・群山・馬山浦・城津の各国租界及び仁川・釜山・元山の清国租界における行政権については、警察権を除いて暫時現行通りとする」と頒布し、遅くとも1913年4月1日までに租界の行政事務も地方行政に組みこむことが計画された。

しかし、問題はこの交渉過程において、日本が中国租界に関する交渉を列強との交渉とを切り離したことであった。日本側の理由は中国側が専管租界を有していたことによる。また、朝鮮総督府の考えでは（「租界撤廃に関する条件」）土地所有権の保証は明記されていたが、内地雑居・営業権は記されていなかった<sup>21</sup>。これもまた大きな問題であった。さらに、辛亥革命によって日本と中国の間の国交が暫時絶たれたことも問題となった。駐朝鮮総領事馬廷亮は、中国租界の処理方法が不分明であったこともあって、朝鮮総督府を尋ね寺内総督に会見した際に、中国租界を列強の租界から切り離して処理するという意向が明確になった。馬は各国租界章程がそもそも中国を含む各国公使がみな署名したもので、たとえ現在中華民国が承認されていないとしても、無関係とは言えないなどと反論した<sup>22</sup>。だが、駐日外交代表汪大燮が本国に伝えた内容は、これと異なっていた。すなわち日本外務省は、現在処理しているのは公共租界であって、中国のもつ「専界」とは関わり無いと述べていたのである<sup>23</sup>。両者の現実を知った外交部は事情調査を朝鮮総領事に命じた<sup>24</sup>。

だが、日本側の交渉手順は変わることはなかった。馬総領事は、中国側の商民団体の維持を主張し、同時に商民団体に対して、公共財産はやがて没収となるので、名義を明確にしておくように命じていた<sup>25</sup>。だが、このように公共租界と中国租界を切り離す方法は、必ずしも華僑に都合のよいものではなかった。公共租界をめぐる領事団と総督府の会議は中国総領事を外して最初におこなわれ、その結果が公共租界内中国人区にも適用されること一が考えられたからである。

<sup>20</sup> 明治43年12月21日、曾彌荒助統監ヨリ小村外相宛「在韓清国居留地設定ノ件」（同上文書）及び同上文書。

<sup>21</sup> 民国元年12月8日外交部収、駐朝鮮総領事函（同上档案）こののち、外交部は駐日汪代表に対して直ちに送付するように命じている。

<sup>22</sup> 民国元年12月20日収、駐朝鮮総領事函（同上档案）当時のソウルー北京間の書簡は、僅か三日で着いていた。

<sup>23</sup> 民国元年12月14日収、駐日汪代表電（同上档案）

<sup>24</sup> 民国元年12月20日発、復駐朝鮮馬総領事函（同上档案）

<sup>25</sup> 民国2年2月14日収、駐朝鮮総領事函（同上档案）

民国2年（一九一三年）5月3日、小松外事局長は、駐朝鮮清国（中華民国）総領事に対して「在朝鮮清国居留地ノ廃止並支那人ノ有スル永代借地権ノ処分ニ関スル覚書」を送付した。それは、先の議定書とほぼ同じ内容であるかに見えたが、微妙に異なっていた。5月4日にそれを受領した富士英総領事は、翌5日、小松局長を訪ねた。総領事の抗議のポイントは、第三条にあった。覚書には「前記清国居留地内並仁川、鎮南浦、群山及城津、各国居留地内ニ於テ支那人ノ有スル永代租借権ハ総テ所有権ニ変更スルモノトス」とあるのだが、各国との議定書には第四条で「前記各国居留地ノ地域内ニ於テ永代租借権ヲ有スルモノハ自己ノ選択ニ依リ該永代租借権ヲ所有権ニ変更スルヲ得ヘシ。右所有権ハ在朝鮮日本国臣民ノ有スルモノト同一ノ位地ニ在ルモノトス」とされていたのである。総領事が抗議したのは、欧米との議定書には選択権があり、中国側の覚書にはそれが無いということであった。日本側は、朝鮮に専管租界を有していたのは日本と清（中国）だけなので、日中の租界を同様の方法で処理するというのであった。富総領事は、日本案に同意せず、「わが国が被る不利益は依然として多い」とし、「わが僑商の現在の程度から言えば、輕輕しく永代租借権を所有権に変えるのは宜しくない」と小松局長の見解に反対し、さらに「現在の争点は、たとえ各国の議定書よりも有利とすることができなくても、各国との議定書と大差ないところまでもっていくことだ」と目標を掲げる<sup>26</sup>。

9月15日、総督府外事課は本多通訳官を総領事館に派遣し、第三条において中国人の永代租借権をすべて所有権とするという一文を削除し、また第四条については帝国臣民だけでなく、各国人民という語句も加えるという譲歩案を提示した。富総領事としては、中国専管租界において永代租借権と所有権の選択権が無いということの問題としていたが、日本側は永代の方の納税額を従前のままとはできないとして、結局所有権の方が得になるように設定するとしていた<sup>27</sup>。外交部は、総督府側の申し出に従ったほうが僑民にとって得になるのではないかとし、調査するように駐日代理公使、総領事に命じた<sup>28</sup>。

この調査結果はわからないが、11月になって総督府側が全面譲歩し、専管租界についても永代・所有の選択権を与え、税則についても諸外国と同じにすることになった<sup>29</sup>。最終的には民国3年4月になって在朝鮮中国租界は撤廃されることになる。いずれにしても、中国が朝鮮半島で有していた三箇所の租界においては、当初は多様性があつたようであるが、租界回収交渉の中で一元化され、その利権は日本の在華専管租界が雛形とされていた。

### 三、記憶される租界・租借地・勢力範囲—清末民初の教科書にあらわれた—

ではこのような多様な内容を含み、そして中国もまた設定する側にまわることのあつた租界、あるいは租借地、勢力範囲などはどのように記憶されていくのであろうか。無論、先の『外交大辞典』にあるように、外交交渉の場で用いられた定義が出版物などとして記されることもあつた。だが、他方で第二章の日本の朝鮮半島における租界回収交渉から与えられる示唆は、国権回収をおこなうに際しては利権を一括して扱ったほうが交渉しやす

<sup>26</sup> 民国2年5月19日収、駐朝鮮総領事呈（外交部档案、03-33、39-2）

<sup>27</sup> 民国2年9月21日収、駐朝鮮領事館函（同上档案）

<sup>28</sup> 民国2年9月24日発、駐日馬代理公使函（同上档案）

<sup>29</sup> 民国2年11月12日収、朝鮮総領事函（同上档案）

いという現実的な要請があるということであった。他方、きわめて容易に想像できることは、国権回収運動という運動においては、ディテールが捨象され、シンボル化された情報が提供されるということである。ここではそうしたことも視野に入れながら清末民初の歴史教科書を見てみたい。

清末松の歴史教科書『普通新歴史』（上海商務印書館、1906年）には以下のような記述がある。

光緒二十三年ドイツの軍艦が、宣教師が殺害されたという小さな理由によって膠州湾に突入して上陸し、わが兵營を攻めた。これはきわめて野蛮な行為であったが、ついに朝廷に迫ってその地を租借させた。ついでロシアが旅順口と大連湾を借り、イギリスはもともとロシアの勢力に対抗していたこともあり、威海衛を借り、そしてフランスが広州湾を借りたのだった<sup>30</sup>。

興味深いのは、租界の説明がないことである。租界よりも国権が奪われている度合いの強い租借地を強調しているのであろうが、租借地そのものの多様性は語られない。この教科書と同時に発売された『簡易歴史課本』（商務印書館、1906年）の記述は次のようになっている。

日中戦争の後、ドイツが膠州に抛り、ロシアが旅順・大連湾に抛り、フランスが広州湾に抛り、イギリスが威海衛に抛り、要衝はみな外国人に奪われてしまった。今上皇帝が発奮して、自強を図ろうとして、康有為らの意見を取り入れて、その康を任用し、また多くの新しい臣を抜擢、登用した<sup>31</sup>。

光緒帝の新政への評価につながるような言論となっているが、ここでも租借地が強調されている。民国期になってもこうした傾向は変わらないが、より体系的に国権の喪失を語るようになっていく。『新歴史教授法』（第四冊、商務印書館、1913年初版、1921年刊行の第31版）という教師用の教科書を見ると、強に租借地を設定したことが列記されている。そして、教授方法については、「黒板に清季の疆域図を書き、そしてみなは清の疆域図を見たことがあるか」と問い、さらには現在のわが国は「東北地方が清代よりも小さくなり、台湾もわが領土でもなくなってしまった。なんと心が痛むことではないか！」と述べ、次に「東において服していた朝鮮が日本領になり、南で服していたヴェトナムやミャンマーがフランスやイギリスのものとなった。なんと心が痛むことではないか！」などとして、ついで租借地を続けて述べて、それが大恥だと述べるようになっていた<sup>32</sup>。列強による周辺地域の植民地化と、租借地の設定を並べることで連続的にそれらを認識するような授業設定となっている。

こののち、日中戦争がはじまってから編まれた『本国史』（復興初級中学教科書、商務印書館、1938年）では、まずロシアとの関係において「他国に譲与しない」という前例が使用されたとして勢力範囲に言及の上（もちろん舟山列島には言及）、租借地についても相当丁寧な説明を加えている。「列強は一面で中国の港湾を占拠し、一面で中国を各自の戦力範

<sup>30</sup> 『普通新歴史』（上海商務印書館、1906年）第十章「近年時事」（62頁）

<sup>31</sup> 『簡易歴史課本』（商務印書館、1906年、第58課 戊戌変法及義和団之乱、20頁）

<sup>32</sup> 『新歴史教授法』（第四冊、商務印書館、1913年初版、1921年刊行の第31版、「第十三 中日之戦」37-42頁）

囲に分割していった。これが中国の瓜分を進めることになったのである」(127頁)。ただ、ここでは不割譲宣言＝勢力範囲とはしておらず、各地の鉄道敷設権や鉱山開発権などを含んだものだとし、「租借地＋不割譲宣言＋特定地域に対する鉄道敷設権・鉱山開発権など」という像を提供する。教科書の問題としても「何謂勢力範囲？」という問いが設定されている<sup>33</sup>。だが、租界にはほとんど言及がなされず、租借地内の多様性は述べられない。もちろん、中国自身が朝鮮半島に租界を有していたことなどは言及されない。

姚紹華編『初中本国歴史』(中華書局、1941年)では、沿海重要港灣的租借という項目の下、租借地が列記され、その上で、「これによって中国の重要な港灣がみな外国人によって奪われ、出入り口が他人に抑えられることになってしまったのである」と評価される<sup>34</sup>。また、勢力範囲的確定及美国開放中国門戸政策では、以下のような叙述がある<sup>35</sup>。

列強は港灣を租借したときに、勢力の保持と拡充をはかり、往々にして各方面で共同して、中国に迫って承認させ、あるいは中国に相談することなく列強相互で協定を結ぶなどして、それぞれで一種の勢力範囲をつくりあげた。…これによって中国は彼らによって形もないほど瓜分されたのである。(55－56頁)

租借地を強調する傾向は一貫しており、それが次第に周辺諸国の植民地化など一連の国権喪失の過程として叙述されていき、1930年代に入ると、勢力範囲が比較的強調されるようになっていく過程がここから読み取れる。興味深いのは、租界に関する説明が南京条約そのほかのところでも比較的手薄なことである。これは、もちろん租界そのものが国権回収の対象となっていたものの、租界それ自体に対する位置づけが租借地などより国権回収の優先順位が低いことを示しているのかもしれない。

他方、上記で述べた租界、租借地、勢力範囲の多様性がほとんど捨象されているということである。教科書などでは紙面に限界があるので単純化するのはやむをえないにしても、租借地などが列強の侵略というコンテクストの下に一元的に語られる傾向があったことは否めない。

おわりに

本稿で取り上げた、租界、租借地、勢力範囲は、中国分割の象徴のように言われるが、果たしてこれがどの程度の影響力をもったのかについては、あまり検討されていない。この三者ほかにも、外国側の権利行使という観点で見れば、満鉄付属地、公使館地域、そして別荘地(北戴河、鶏公山など)、自開商埠にいたる空間が多元的に存在していた。昨今の諸研究では、こうした空間が「侵略の拠点」という面とともに、「近代性／近代化の拠点」でも(限定的ではあるが)あったということを指摘するものが少なくない。こうした評価をめぐる議論はもちろん重要ではある。また、建築や文学作品などをつうじて、居住者の

<sup>33</sup>『本国史』(復興初級中学教科書、商務印書館、1938年、第十章「中日戦争與外力的压迫」第三節「外力之压迫」、124－129頁)

<sup>34</sup>姚紹華編『初中本国歴史』(中華書局、1941年、第三篇第九章「中日戦争與外力的压迫」、55頁)

<sup>35</sup>同上書(55－56頁)

視線から租界を捉えなおそうという試みもなされはじめている。これもまた、これまでの租界研究にはない、あらたな息吹を与えるものであろう。だが、同時に個々の租界で異なっていた「制度」が、こうした諸外国の関与の度合いや、外国人が行使可能な権利、そして風景にまで影響を与える可能性があったのではないかと筆者は考えている。その上で、まずはこれらの空間に付与された諸制度の相違とともに、それが認識レベルで単純化されてしまった経緯を把握しておくことがまず求められるであろう。その際には、中国側が有していた朝鮮半島の租界についても検討対象となる。

近代日中関係は、このような側面からの検討が比較的捨象されてきた。だが、日清戦争後の租界設定において、蘇州租界や杭州租界の設定交渉が中国側有利に進められたり、朝鮮半島の中国租界撤廃交渉で中国側が自国に有利な制度を保持使用しようとして日本側と交渉したりするなど、こうした制度をめぐるやりとりをおこなってきた。近代日中関係史の研究では、比較的「評価」が先行してきた。だが、こうした制度をめぐるやりとり、そして制度的な空間の多様性を確認してこそ、柔軟な歴史を叙述することができるのではないだろうか。こうした意味で本稿ではいったん先行研究から距離をとって、制度的な側面と記憶形成の面から中国分割の代名詞ともされている租界、租借地、勢力範囲をあらためて検討した。